

令和3年分 農地の賃借料情報の提供について

農地法の規定に基づき、農地の賃貸借の目安となるように、毎年、10アール当たりの賃貸料について、地域の実勢をお知らせしています。

今回、お知らせする情報は、令和3年1月から令和3年12月までに農用地利用集積計画(利用権設定)によって賃貸借された農地の賃借料の統計です。

1 田（水稻）の部

| 農地区分 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------------|--------|---------|--------|------|
| 平地 | 9,200円 | 15,000円 | 3,000円 | 535 |
| 中山間地 | 9,800円 | 12,000円 | 3,000円 | 66 |
| 山間地 | — | — | — | 2 |
| 市街化区域 | — | — | — | 0 |
| 参考 福井市平均 | 9,200円 | | | |

2 畑（普通畑）の部

| 農地区分 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------------|---------|---------|---------|------|
| 平地 | 12,800円 | 13,100円 | 10,000円 | 24 |
| 中山間地 | — | — | — | 0 |
| 山間地 | — | — | — | 0 |
| 市街化区域 | — | — | — | 0 |
| 参考 福井市平均 | 12,800円 | | | |

- 1 賃貸借のデータが5件未満の農地区分については、金額を記載していません。
- 2 「(参考) 福井市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)を加重平均した値です。
- 3 農地区分に対応する地区名及び町名は、別表のとおりです。
- 4 賃借料を物納(水稻)としている場合は、60kg当たり11,000円に換算しています。

○土地の広さ、形状、水利等条件を勘案し、当事者間で十分に協議した上で、農地の賃借に関する賃借料を決定してください。

【別 表】農地区分及び地区名（町名）

| | |
|--|---|
| <p>平坦地 (市街化区域内の 農地を除く。)</p> | <p>東安居の一部 木田の一部 和田の一部 円山西の一部 円山東の一部 西藤島の一部 社の一部 中藤島の一部 六条 大安寺の一部 河合 岡保 東藤島 鶉の一部 棗の一部 森田の一部 酒生 東郷 麻生津の一部 上文殊 文殊 清水西の一部 清水東 清水南の一部</p> |
| <p>中山間地</p> | <p>社の一部（合谷町） 西安居 大安寺の一部（田ノ谷町 四十谷町 岸水町） 鶉の一部（佐野町） 本郷の一部（大谷町 八幡町 荒谷町 大年町） 棗の一部（中山町 石新保町 石橋町 川尻町 両橋屋町） 酒生の一部（高尾町 宿布町） 麻生津の一部（冬野町 中野町 花守町 三尾野町） 下宇坂の一部（大久保町 福島町 高田町 市波町） 上宇坂の一部（朝谷町 小宇坂町 小宇坂島町 梶谷町 境寺町 美山町 品ヶ瀬町） 羽生の一部（計石町 野波町の一部 大宮町） 上味見の一部（中手町 神当部町 小当見町） 清水西の一部（大森町の一部 山内町 笹谷町 滝波町 本折町 清水畑町 平尾町） 清水南の一部（坪谷町の一部）</p> |
| <p>山間地</p> | <p>西安居の一部（上一光町 下一光町 五太子町） 国見 殿下 本郷の一部 棗の一部（田ノ頭町 浜別所町 市ノ瀬町） 鷹巢 一乗 芦見 下宇坂の一部（宇坂大谷町 田尻町 三万谷町 小和清水町 瀬ヶ口町 宇坂別所町 奈良瀬町） 上宇坂の一部（西天田町 東天田町 蔵作町） 羽生の一部（東川上町 野波町の一部 南宮地町 縫原町 仁位町 薬師町 東俣町 南西俣町 間戸町） 上味見の一部（味見河内町 南野津又町 西市布町） 下味見（折立町 横越町 東河原町 西河原町 赤谷町） 越廼</p> |
| <p>市街化区域</p> | <p>東安居の一部 木田 和田の一部 円山西の一部 円山東の一部 西藤島の一部 社の一部 中藤島の一部 六条の一部 河合の一部 東藤島の一部 森田 東郷の一部 麻生津の一部 文殊の一部 清水東の一部</p> |